

小規模・地域密着型グループホーム整備特区

都道府県名：

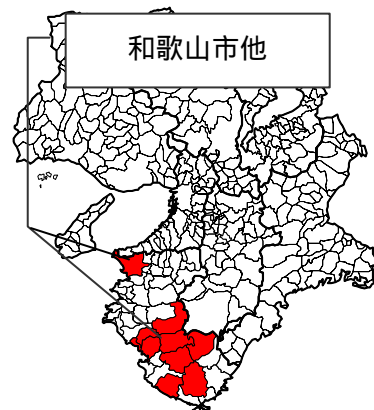
和歌山県

申請主体名：

和歌山県、和歌山市、田辺市、みなべ町、すさみ町、古座川町

区域の範囲：

和歌山市及び田辺市並びに和歌山県日高郡みなべ町、西牟婁郡すさみ町及び東牟婁郡古座川町の全域



特区の概要：

和歌山県では、障害者の身体的、精神的及び社会的自立能力向上に寄与し、障害者の自立と参加を目指す「リハビリテーション」と、すべての人が共に地域で生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」を掲げ、指定知的障害者地域生活援助事業を実施しているところ。しかし、その実施に当たり、地域の住宅物件事情から規模的に適当な物件が確保できず、指定要件（入居定員4人以上7人以下）を満たさない場合において、特例措置により、定員要件の緩和を図り、定員3名以上7人以下とするもの。なお、地方単独事業で実施されている3か所（和歌山市、田辺市、みなべ町）を対象とする。

適用される規制の特例措置：

・知的障害者グループホームの定員要件の緩和

